

様式第1号(第6条関係)

敦賀市生涯学習センター使用許可申請書

年 月 日

敦賀市教育委員会 殿

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

申請者

代表者名 \_\_\_\_\_

責任者名 \_\_\_\_\_

次のとおり使用したいので申請します。

使用目的			
使用日時	年 月 日( ) 時 分から 午前、午後、夜間、全日 年 月 日( ) 時 分まで		
使用室名	第1研修室 第2研修室 第3研修室		
使用備品名			
暖冷房の有無	要 否	入場予定人員	人
受付	年 月 日	決 定 区 分	
	第 号	許 可、不 許 可	
摘 要	使 用 料		円
	徴収番号		番

裏面をよく読んでからご記入下さい。

## 申込方法及び注意事項

- 1 受付は使用される日の前6ヶ月から前7日までの間に行います。ただし、引続き5日間を超えて使用することはできません。窓口での受付時間は9：00～17：00です。（休館日は受付いたしません。）また、インターネットでの受付は24時間可能で、前6ヶ月の日の9：00から申込可能です。（休館日も受付可能です。）間違いを防ぐため電話、郵便、口頭等での申込みは、受付いたしません。
- 2 次の場合は使用許可されません。
  - (1) 専ら営利を目的とすると認めるとき。
  - (2) 特定の宗教に利用されると認めるとき。
  - (3) 特定の政治団体に利用されると認めるとき。
  - (4) 施設、附属設備及び器具等を損壊又は滅失するおそれがあると認めるとき。
  - (5) その他教育委員会が不相当と認めるとき。
- 3 使用料は、許可書交付後、直ちに納付していただき、原則として還付いたしません。
- 4 使用時間には、準備や後始末に要する時間も含んでいるので注意してください。
- 5 使用にあたって特別な設備、器具を設置し、施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ職員の許可を受けて下さい。
- 6 施設、附属設備、器具等を損壊又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出て、その指示に従って下さい。その際、市長の定める額を賠償しなければなりません。
- 7 許可を受けた目的以外に生涯学習センターを使用し、その権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。